

新潟県市町村総合事務組合制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定による制限付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格が1.2億円以上の建設工事とする。

(参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 新潟県市町村総合事務組合財務規則に基づき管理者が定める事項等（平成29年9月1日制定）第1条第2号ただし書の規定による場合は新潟市の競争入札参加資格者名簿以外の名簿等に登録されていること。

(2) 自治令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が当該工事に必要な資格として公告した要件を備えていること。

2 前項第3号に定める資格については、新潟県市町村総合事務組合工事及び物品等の入札等に関する審査会設置要綱（平成29年4月1日施行）第3条で定める審査会（以下「審査会」という。）の審議で当該資格を設定しなければならない。

(参加資格確認申請書等)

第4条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める提出期限までに参加資格確認申請書及び必要な資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

(参加資格審査)

第5条 管理者は、前条の規定による参加資格確認申請書等の提出があった場合は、審査会の審議で資格を審査し、参加資格を有しない者がいるときは、入札期日前までにその旨を通知しなければならない。

(入札参加者名の公表)

第6条 制限付き一般競争入札の参加者名は、入札終了後に公表する。

(入札の中止等)

第7条 管理者は、制限付き一般競争入札を実施することが適当でないと認めるときは、入札の実施を中止し、又は延期することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。